

# 投資一任契約における「引値を条件とした取引」に関する自主規制基準

2026年3月25日 制定

いわゆる引値保証取引に関する不適正な行為の発生にかえりみ、資産運用業者の受託者責任の観点から、投資一任会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち同条第10号に定める投資一任業者をいう。）（以下「会員」という。）は、国内株式における「引値を条件とした取引」（会員が、あらかじめ証券会社から大引（最終）値段を基にした条件提示を受けて、大引後に立会外又は市場外で行う取引。以下「取引」という。）を行う場合には、次の事項に留意することとし、必要に応じて社内規則等の見直しを行う。

1. 取引の発注に当たっては、あらかじめ当該取引を行う場合の基準を明確にし、証券会社から提示された大引（最終）値段を基にした条件の妥当性及び証券会社が行うヘッジ取引に関する基本的考え方などを確認する。
2. 証券会社がヘッジ取引のための現物株式の売買を行う場合には、発注に際し、「マーケットインパクトを最も小さくするよう努めること。」などの条件を付し、執行を行うよう要請する。
3. 上記1. 2. についてその実効状況等を適時確認する態勢を整備する。
  - (1) 当該取引発注時の値段と終値を比較し、一定の変動が認められないかどうか確認する。
  - (2) 確認方法については、証券会社、情報ベンダー等によるほか、必要に応じ当該取引を行った証券会社に対し当該ヘッジ取引等に係る説明を求める。
  - (3) 証券会社の説明が十分でない場合には必要に応じ所要の措置をとるとともに、これら確認を行ったものについては、その内容を発注伝票等に記録する。
4. 発注証券会社の選定に当たっては上記項目に配慮するほか、「業務運営にあたり留意すべき基準について」による。

## 附 則

この基準は、2026年4月1日から施行する。